

まちづくり協議会の設立について

大津市 市民部
自治協働課

目次

1. 地域を取り巻く環境の変化
2. 地域活動の課題
3. 課題に対する取組
4. 大津市が考えるまちづくり協議会について
5. まちづくり協議会のメリット
6. まちづくり協議会の設立について
7. まちづくり協議会への支援
8. 一括交付金について

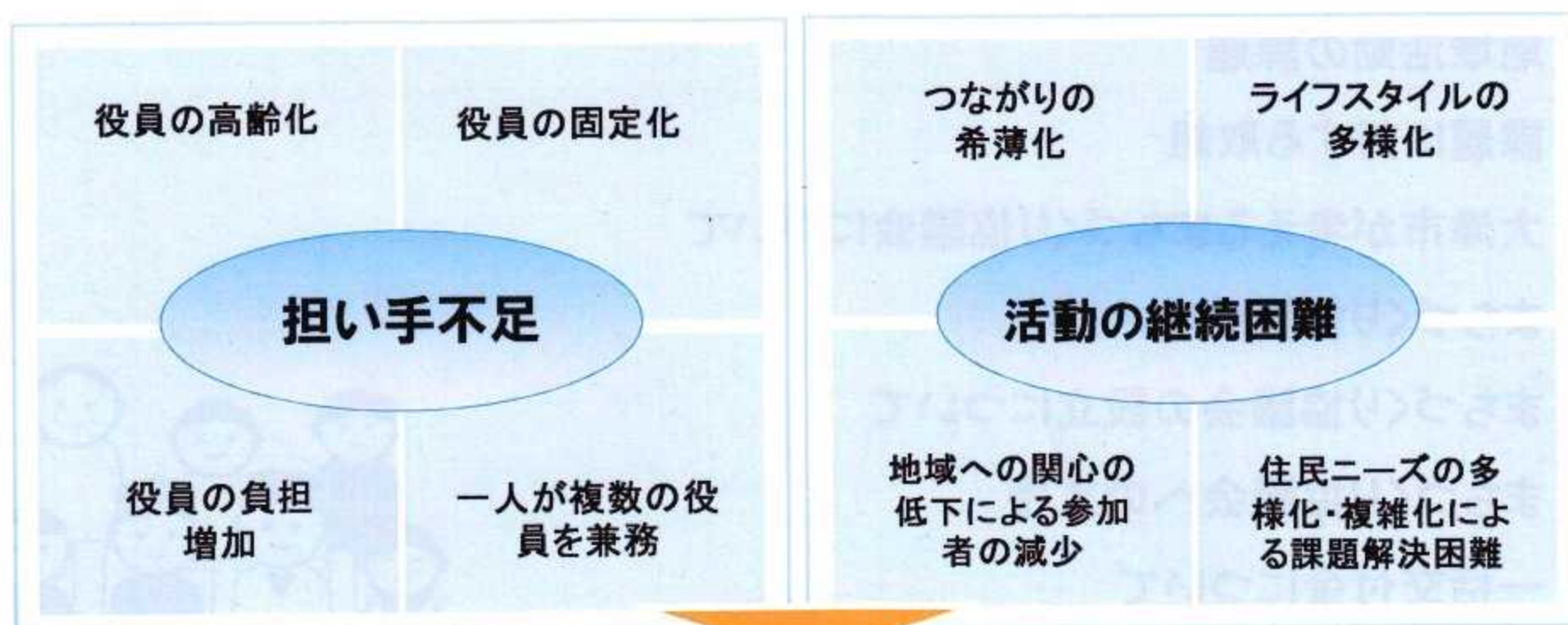


1. 地域を取り巻く環境の変化



2. 地域活動の課題

地域の担い手不足、活動の維持困難により、地域が衰退していく



自治会、各種団体など地域における共通課題

3. 課題に対する取組

1 人口構成の変化

地域活動の担い手の減少や負担の増大

2 社会構造の変化

地域ニーズや課題が複雑化する一方で、地域のつながりを求める意識の高まり

3 行政課題の変化

地域の実情に応じた特色あるまちづくりの展開

将来を見据えた対応が
今から必要！

まちづくり協議会



3. 課題に対する取組

課題解決のための組織 まちづくり協議会

まちづくり協議会は、地域の自治会を基盤とし、協議に基づいて地域の課題は地域で解決する住民主体の自治組織であり、当該地域の全住民、各種団体、事業者などを包括した当該地域を代表する組織です。



設立することで...

多様な人材がさまざまな関わり方でまちづくりに参加



住民自治の確立と持続可能なまちづくり

4. 大津市が考えるまちづくり協議会について

まちづくり協議会とは？

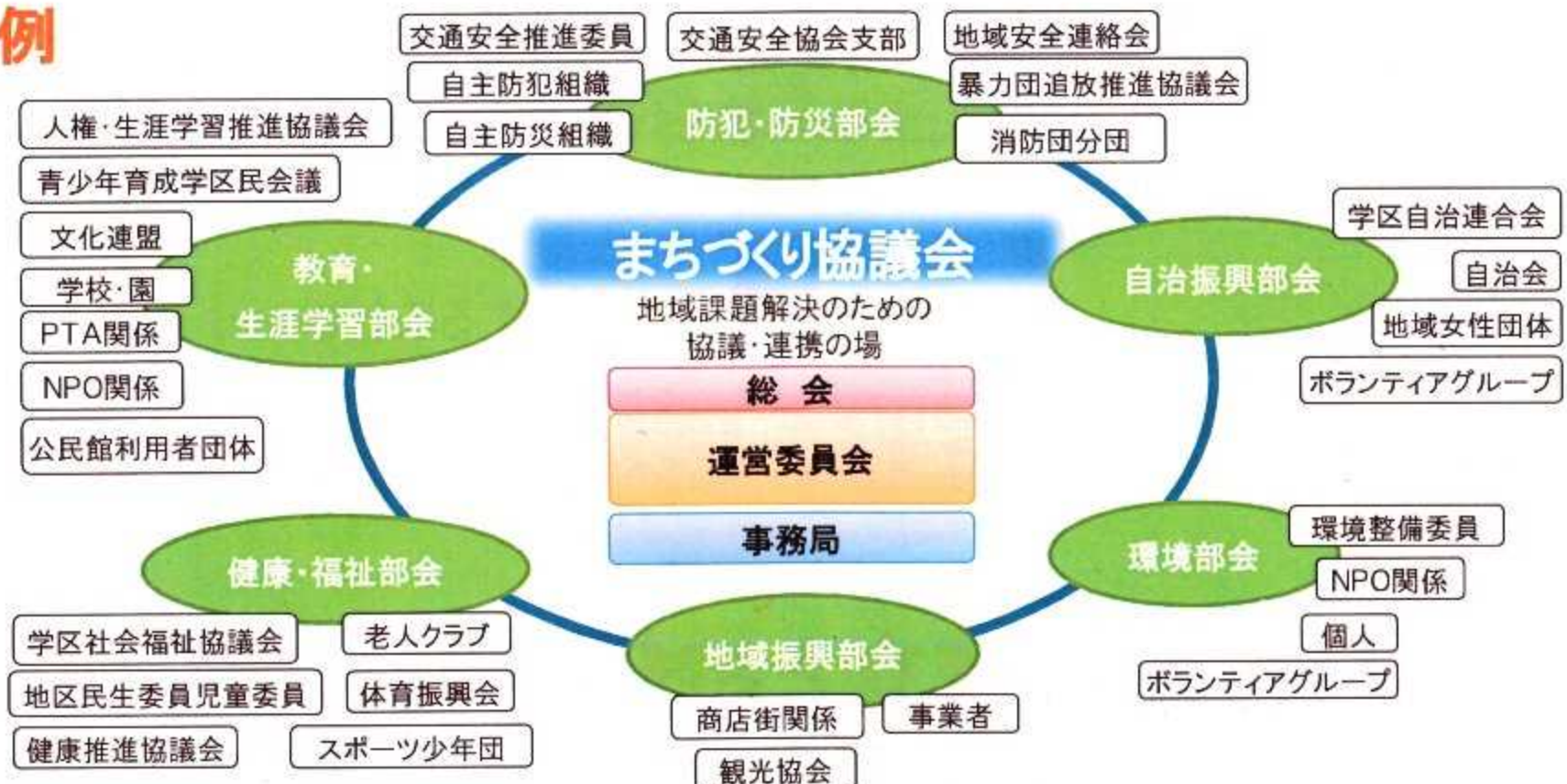
- 各種団体、各法人、全住民が構成員(会員)です。
- 各種団体、各法人はそれぞれ連携・協力して、まちづくり協議会の活動を実施します。



4. 大津市が考えるまちづくり協議会について

まちづくり協議会は地域の課題や個々の活動を共有し、協議・連携する場となる。地域の各種団体、事業者、個人は関係する部会や興味のある部会に参加し、活動を展開。

組織例



4. 大津市が考えるまちづくり協議会について

大津市が考えるまちづくり協議会とは(定義)

- ①おおむね1小学校区を活動範囲とし、活動範囲内の全ての市民を対象としたまちづくりに取り組むこと。
- ②自治会や自治連合会を含めた複数の各種団体、地域の事業者や個人等多様な主体が運営及び活動に参加できること。
- ③名称、事務所の所在地、代表者及び役員を選出方法、総会の方法、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他民主的で透明性の高い運営を行うために必要な事項が、規約に定められていること。
- ④運営に当たる役員や代表者が、構成員の意思に基づき民主的に選出されること。
- ⑤地域の課題と目標を共有し、地域振興、教育・子育て、健康・福祉、環境、防犯・防災等の分野ごとにその解決に向けた活動方針や事業計画を定めたまちづくり計画書を策定していること。
- ⑥特定の団体や個人の利益に寄与することを目的としていないこと。

5. まちづくり協議会のメリット

- ①これまでの個々の団体ごとの活動に、個人や他の団体また事業者など多様な主体が連携、協力することで地域のネットワークや資源を活かした活動が展開できる。
- ②各団体で共通する課題をまちづくり協議会の部会で解決することにより、地域全体で効果的・効率的な活動を検討、実施できる
- ③各団体の活動をまちづくり協議会の部会で行うことにより、組織がスリム化されるなど将来的に役の負担軽減につながる

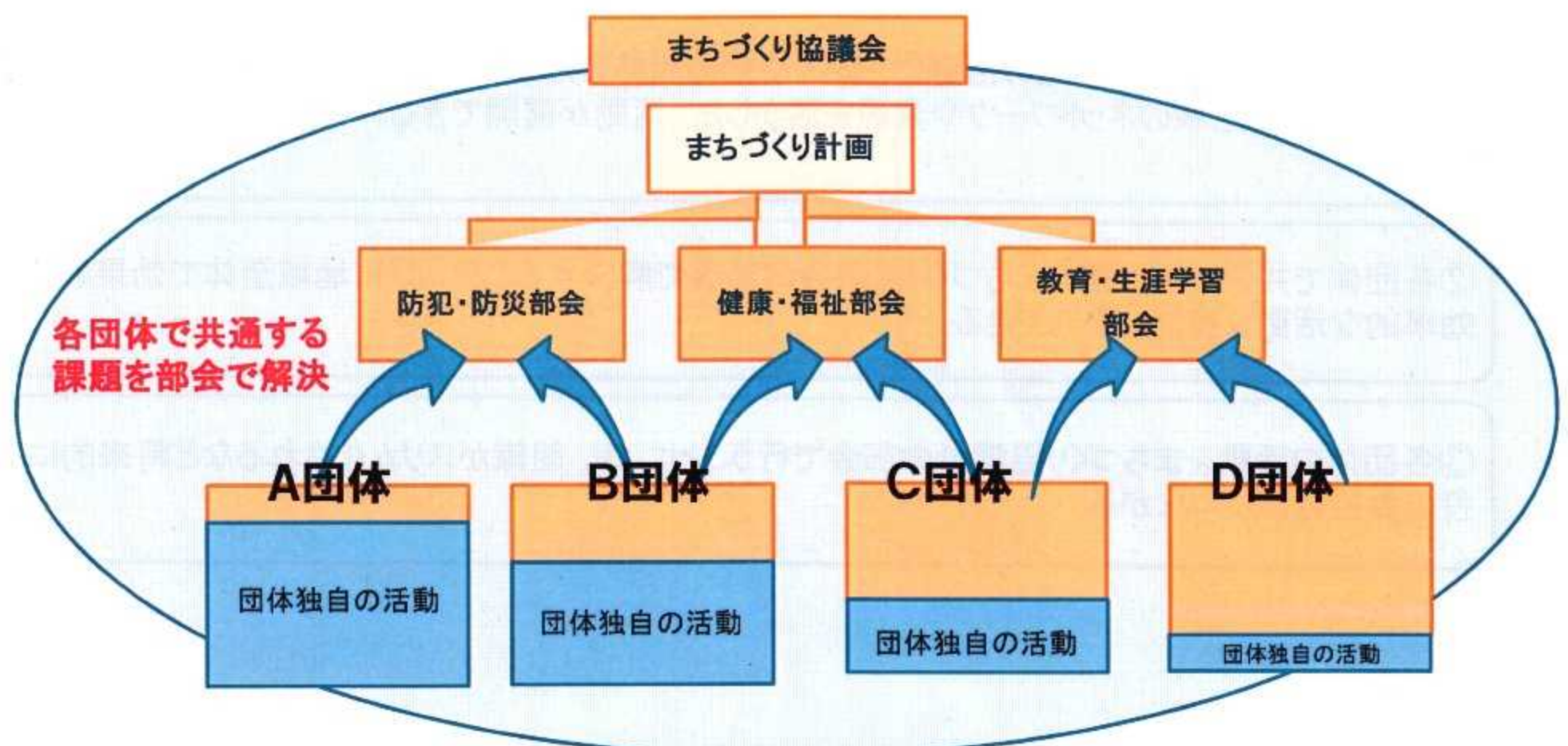
5. まちづくり協議会のメリット

これまでの個々の団体ごとの活動に、個人や他の団体また事業者など 多様な主体が連携、協力することで地域のネットワークや資源を活かした 活動が展開できる



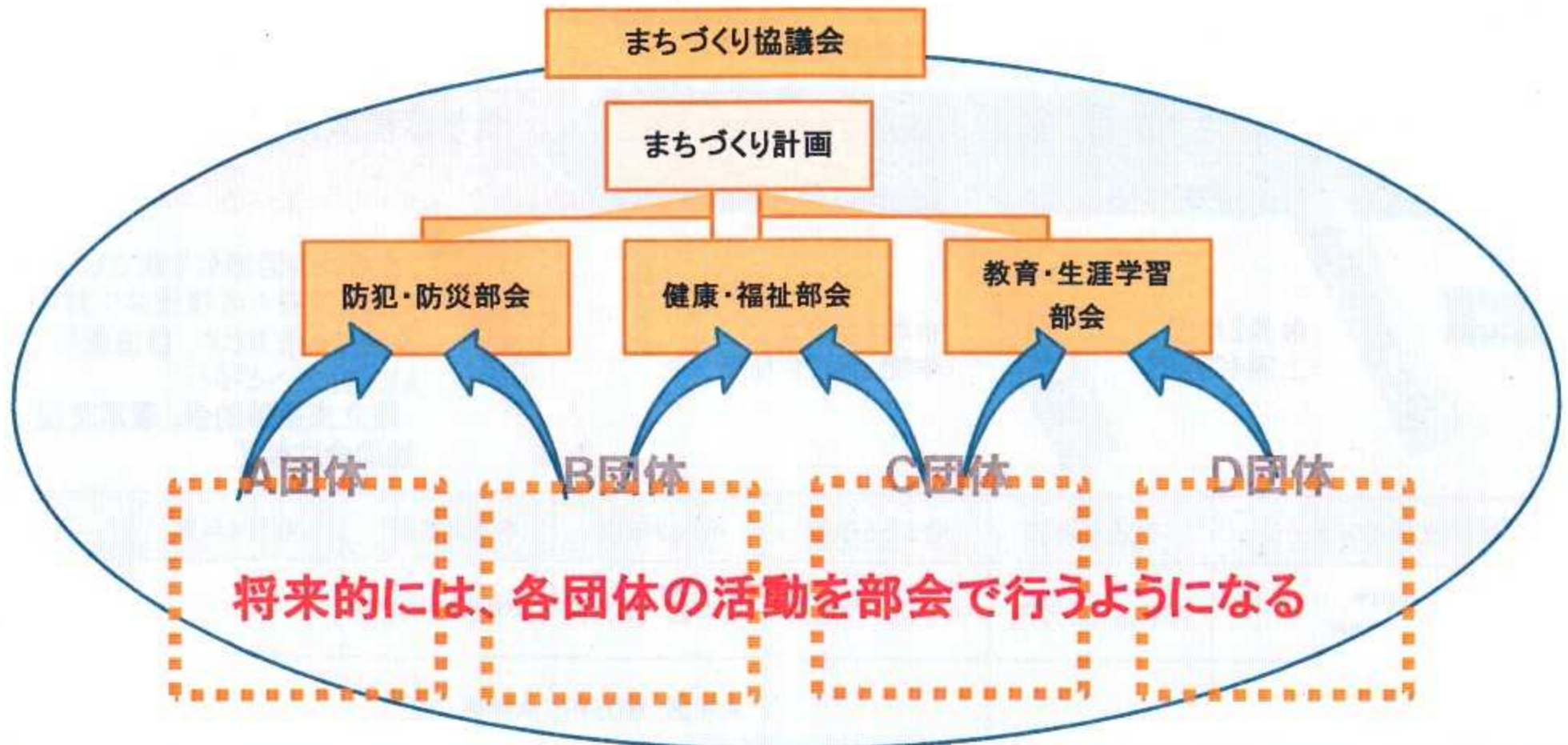
5. まちづくり協議会のメリット

まちづくり協議会設立当初



5. まちづくり協議会のメリット

まちづくり協議会設立 将来的には・・・



6. まちづくり協議会の設立について

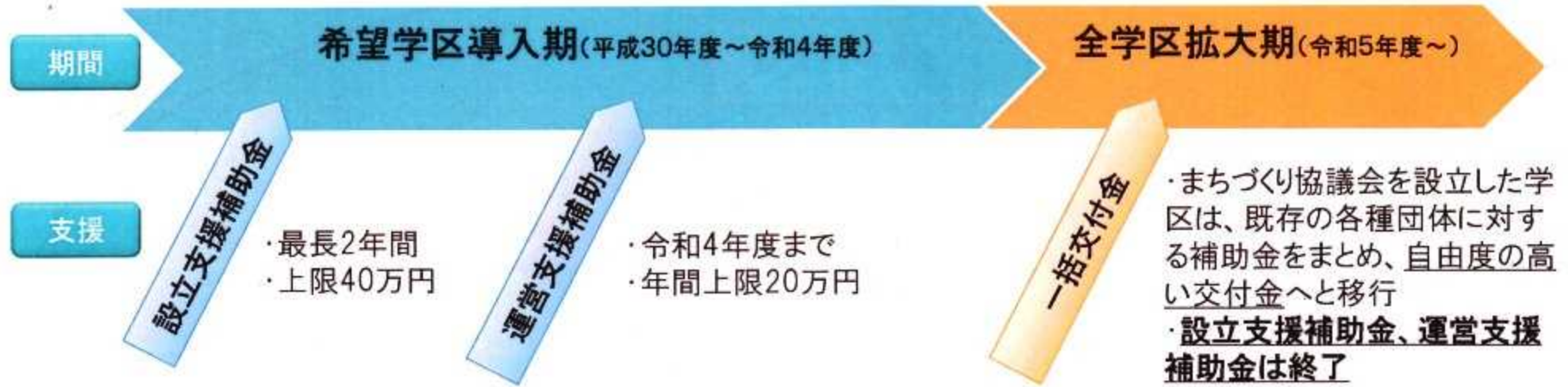
設立にむけた課題

<p>学区自治連合会との関係性</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ それぞれが担う役割や関係性の整理
<p>担い手や活動などの負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 各種団体との連携 ▪ 新たな人材の巻き込み、担い手の育成
<p>全住民(個人)との関わり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自治会員・非自治会員の差別化 ▪ 全住民への周知、参加方法
<p>活動資金の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 会費の有無や徴収方法 ▪ 設立費、事業費、運営費の確保
<p>組織形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ NPO法人や社団法人等法人格の取得

7. まちづくり協議会への支援

財政的支援

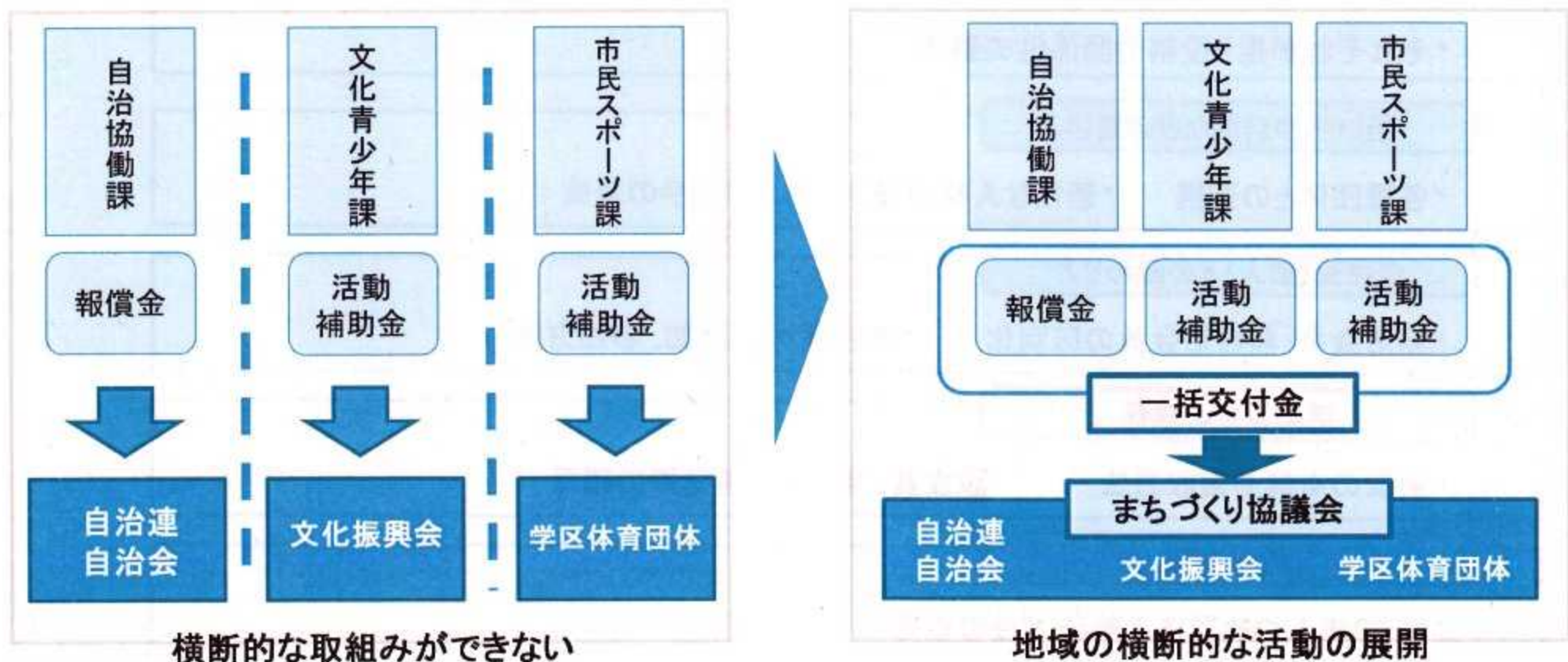
住民主体のまちづくりの担い手として、地域がまちづくり協議会を設立するための支援を2段階に分けて実施し、市内全域での組織設立を目指します。



財政的支援のイメージ		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
設立支援補助金	最長2年 上限40万円	A学区:30万円	A学区:10万円	B学区:20万円	B学区:20万円		A学区:100万円 B学区:60万円
運営支援補助金	令和4年まで 年間上限20万円			A学区:20万円	A学区:20万円	A学区:20万円 B学区:20万円	

8. 一括交付金について

これまでは様々な団体が地域の必要に応じて設立され、行政の支援(補助金等)により活動してきたが、今後は地域がネットワークを組み、一体となって、課題解決に取り組むことが必要



8. 一括交付金について

それぞれのまちづくり協議会が策定するまちづくり計画に基づく活動に交付金を配分し、地域の実情に応じた課題解決を目指す

